

令和7年11月号

**SANWA LINER**

URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>

〔※ ホームページも情報満載です。  
是非、ご覧下さい!!!〕

税理士法人

三和会計事務所

山形市浜崎76番地7

TEL:(023)624-3466 FAX:(023)624-3472



← QRで簡単に  
ホームページへ

# 同族会社の自社株対策ガイド

## ✓ 自社株対策の基本戦略

- ①早期の株式移転：株価が低い時期に少しづつ移転。
- ②株価評価の引下げ：利益・配当・純資産を圧縮。
- ③納税資金の確保：退職金や保険などで準備。

## ✓ 自社株対策の必要性（理由）

早期に対策を講じないと…

- ①重い税負担が経営に悪影響を与え、事業継続に問題がでる。
- ②非上場株式は換金性が低いので、納税資金不足の問題を引き起こす。



□ 株価評価の引下げ手法 **(注意)** 以下は法人税法132条等及び相続税法第64条の計算行為否認あり  
類似業種比準価額の引下げ…「利益」「配当」「純資産」の3つの比準要素の圧縮をする。

算定要素	対策のポイント	具体的手法
利益の圧縮※  ※利益圧縮は慎重に。無駄な経費は避ける。	法人税の節税対策がそのまま相続税・贈与税の引下げになる。	<ul style="list-style-type: none"><li>・含み損資産の売却（有価証券・遊休不動産など）</li><li>・棚卸減耗損・繰延資産の償却</li><li>・未払費用・給与の計上</li><li>・会計方針の見直し（定率法・低価法等）</li></ul>
配当金の引下げ	算定基準となる1株の配当金額（直前期末2年間の平均）を極力抑える。	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の配当率を抑える</li><li>・記念配当の活用</li><li>・役員報酬の適正範囲での増額で分配</li></ul>
純資産の引下げ	純資産の蓄積を抑える。	<ul style="list-style-type: none"><li>・生前退職金の支給（常勤→非常勤など）※</li><li>※退職後は経営に従事していないことが重要</li><li>・退職金は贈与や保険を活用するなど</li></ul>

## □ その他の手法

- ・収益部門の分離・新会社設立。
- ・従業員持株会の活用（少数株主への譲渡には評価額が低い配当還元方式が適用される）。



## □ 事業承継税制（納税猶予制度）

後継者が非上場株式を取得し事業継続する場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。平成30年度税制改正により、発行済株式の全株式（100%）と税額100%が納税猶予できるようになった。なお、一定の要件がある（今回は省略）。ただし、平成30年4月1日から令和8年3月31日までに、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた旨を記載した特例承継計画の提出をして認定を受ける必要がある。

## 11月の税務カレンダー

### 11月の主な税務

- 11/10(月) 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 12/1(月) 9月決算法人の確定申告と納税
- ・3月決算法人の中間申告と納税
- ・消費税の年税額が400万円超の6月,12月,3月決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]



※11/7(金)は弊社外部研修のため休業日になります

	日	月	火	水	木	金	土
11 ・ 12 月							①
	②	③	4	5	6	⑦	⑧
	⑨	10	11	12	13	14	⑯
	⑯	17	18	19	20	21	⑰
	㉓	㉔	25	26	27	28	㉙
	㉓	1	2	3	4	5	⑥
	⑦	8	9	10	11	12	⑬